

市民活動支援事業の概要

I 市民活動支援事業

◆事業の目的

市民・企業・行政が良好なパートナーシップを保てる協働システムを構築し、より多くの市民の市民活動への参加促進を図る。

1 市民協働推進審議会【H26～】

(1) 事業の目的

富士市市民協働推進条例に規定された機関（市民協働推進審議会）を運営することによって、本市における市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

① 役割

ア 市民協働の推進に係る基本方針に関する事項、市民協働の推進に係る補助金に関する事項、市民協働事業の提案の評価に関する事項、その他市民協働の推進に関する重要事項について、市長等の執行機関の諮問に応じ、審議し、答申する。

イ 上記の事柄について、諮問がなくても、調査・審議し、市長等の執行機関に対して意見を述べることもできる。

② 任期

・ 2年

③ 構成員：11名

ア 知識経験者（4名）

イ 市民活動団体の代表者等（2名）

ウ 公募市民（3名）

エ その他市長が適当と認めるもの（2名）

④ 開催方法

全体会：2回（令和2年度は3回を予定）

専門部会：5回（審査）、2回（基本指針）

・ 市民協働事業等審査専門部会（4人）

・ 市民活動との協働に関する基本指針検討専門部会（3人）

2 市民活動支援補助金【H18～】

(1) 事業の概要

①交付の目的

市民活動団体の自主的・自発的な活動を支援することにより、市民活動の活性化を図る。

②交付の対象事業

市民生活が向上することが見込まれ、公益上必要性が認められる事業であること。

(政治活動、宗教活動、営利を目的とした活動は対象になりません。)

③応募資格

市内に在住、在勤、在学する人が5人以上集まり、活動拠点の事務所が市内にある団体であること。

④補助金額

対象事業費の1/2以内で、交付の上限額は50万円

⑤審査方法

プレゼンテーション及び審査委員・市関係課によるヒアリングを経て審査会を開催(審査は市民協働事業等審査部会及び市民協働推進審議会)

<平成30年度の審査結果>

申込10件 採択9件 不採択1件(政策的補助金へ移行)

3 市民協働事業提案制度【H26～】

(1) 事業の目的

市内に存在する様々な問題や課題に対して、市民活動団体の特性を活かしながらか解決するような企画を広く募集し、選考された事業について市民活動団体と市が実施にあたっての基本的な役割分担などを明らかにした協定書を締結して事業を実施する。

行政と市民が協働して事業を行いながら、公共課題などを解決していくことによって、市民協働の定着を図る。

(2) 事業の概要

①協働事業の提案の募集

②審査

プレゼンテーション及び審査委員・市関係課によるヒアリングを経て審査会を開催(審査は市民協働事業等審査部会及び市民協働推進審議会)

③市民活動団体と富士市との間で最長3年の協定書を締結

④行政との役割分担の上、事業実施

⑤協定期間終了後の事業の方向性を検討

＜平成30年度の審査結果＞

課 題	提案	採否
マナー条例の啓発活動について	1	採択
中心市街地の遊休不動産利活用・再生事業について	0	
合同企業面接会について	2	内1件採択
	3	2

※提案方法には市が提示する課題に解決のための事業をご提案いただく行政提案型と、課題と解決のための事業案をあわせてご提案いただく市民提案型があります。平成30年度は行政提案型のみでした。

4 市民協働スタートアップ補助金【H29～】

(1) 事業の概要

①交付の目的

公益的な事業を行う市民活動団体の育成及び自立の促進を図ると同時に補助金の申請、事業実施、交付までの流れを迅速化し、富士市における市民協働の更なる推進を目指す。

②制度の特徴

- ア 事業初年度は対象経費の最大10分の10を補助
- イ 申請をした年度内に補助金を交付
- ウ 一年を通して申請を受け付け

③対象団体

- ・補助金申請事業の終了時点において設立から3年未満であること
- ・活動拠点及び活動場所が市内にあること
- ・本市に在住、在勤又は在学する者を5人以上含み、5人以上で構成されていること
- ・宗教・政治・営利を目的とする団体ではないこと
- ・定款や会則等を有すること
- ・責任者を置き、団体として独立した会計を行っていること
- ・過去及び現在に、本補助金又は本市からのその他の同一趣旨の補助金を受けていないこと

④対象事業

対象団体が主に富士市で行う公益的な事業

⑤補助金額

- 1年目：10万円以内(補助率：10分の10)
- 2年目：10万円以内(補助率：2分の1)

⑥審査方法

市民協働課において選定基準に基づき審査

5 市民活動総合補償制度【H21～】

(1) 事業の目的

市民団体等が無報酬で主体的に行う公益的な活動中、及び市が実施する事業又は活動のうち市民が無報酬で参加する市民活動に類する活動中に発生した事故による傷害及び損害賠償を補償し、安心して活動できる環境を提供することによって市民活動を促進し、市民協働の推進を図る。

(2) 事業の概要

①対象活動

富士市内において継続的・計画的に無報酬で行われる公益性のある活動。(地域社会活動・社会奉仕活動等)

②対象者

市民活動団体等が行う活動において、指導的立場にある人又は市民活動の実践に責任を負う人。市民活動に従事する人。

③保険内容

ア 傷害保険

活動中に発生した偶然の事故で活動者が死亡又は負傷した場合に保険金が支払われるもの。

- ・補償額：死亡300万円、後遺傷害最高300万円、入院1日3,000円、通院1日2,000円

イ 賠償責任保険

活動中に活動者等の過失等により活動者又は第三者の生命・身体・財物損害を与え、賠償責任を負った場合に保険金が支払われるもの。

- ・補償額：身体賠償1名最高1億円、1事故5億円、財物賠償1事故1,000万円、保管物賠償1事故500万円

④運営方法

市が保険料を全額負担し、損害保険会社と契約する。活動者、団体による加入手続きは不要。

II 富士市民活動センター運営事業

◆事業の目的

市民活動拠点として、富士市民活動センターを運営することにより、市民活動を促進し、市民協働型まちづくりの一層の推進を図る。

<市民活動センター経緯>

平成17年10月 富士市民活動センター開設

指定管理者：NPO法人コミュニティシンクタンクふじ・富士コミュニティエフ
エム放送株式会社

平成20年10月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿

(平成20年10月1日～平成25年3月31日まで)

平成25年4月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿【2回目】

(平成25年4月1日～平成30年3月31日まで)

平成30年4月1日

指定管理者 特定非営利活動法人東海道・吉原宿【3回目】

(平成30年4月1日～令和5年3月31日まで)

(1) 事業の目的

市民公益活動のための打ち合わせや作業の場を提供するとともに、情報収集や情報発信、他団体との交流を促すなど、市民公益活動の拠点として、市民公益活動を支援する。

(2) 事業の概要

①交流促進機能

市民活動を行う者の交流場所の提供

②活動支援

事務的活動の場の提供、相談支援の実施

③情報収集・情報発信支援

市民活動に関する情報収集、情報発信の場の提供